

第 1 市 民 生 活

1 戸 籍 ・ 住 民 登 録

2 住 居 表 示

3 生 活 安 全

4 消 費 生 活

5 計 量

6 国 保 ・ 年 金

7 墓 地 、 斎 苑

1 戸籍・住民登録

(1) 概要

昭和58年度から3カ年計画で進めてきた支所統廃合事業は、28支所中25支所を6事務所に統合、残る3支所を本庁に編入し、計画どおり昭和60年度末をもって完了した。

これにより、昭和61年4月から本庁と6事務所を結んだ住民情報オンラインシステムと本庁を含む6事務所が相互に送受信が可能なファクシミリシステムを導入し、所管区域内に縛られることなく、どこでも、どの窓口でも証明書等の交付並びに届出ができるよう窓口業務の効率化、スピード化を推進し利便性を図っている。

なお、平成18年1月の柳津町との合併により設置した柳津地域振興事務所を地域自治区設置期限の平成28年3月末に廃止し、これに替わり、今後の都市内分権を見据えた地域事務所のモデルとして新たに設置した「柳津地域事務所」を加え、平成28年4月より7事務所体制となっている。

(ア) 近年の情報化社会と行政事務に対応するため、住民基本台帳事務については昭和48年度から、戸籍事務については平成11年度からコンピュータによる管理システムを導入した。

平成24年5月7日からは、岐阜市情報システム最適化基本計画に基づき住民情報システムの再構築を行い、総合行政情報システム（住民記録等）と戸籍情報システムを更新した。

(イ) 窓口取扱時間内に各種証明書の交付を受けることが困難な住民のために、土曜日、日曜日、祝日及び平日の時間外においても証明書発行ができる住民票等自動交付機を、平成8年12月から平成21年10月までに本庁舎や北部事務所など計8ヶ所に設置した。

平成28年1月、マイナンバーカードの交付開始に伴い、このカードの独自利用として、条例、システム等を整備し、平成28年4月からコンビニエンスストアで各種証明を受け取ることができる「コンビニ交付」のサービスを開始した。これに伴い、自動交付機の運用は、平成30年9月30

日をもって廃止した。

令和元年12月23日、マイナンバーカードやぎふ市民カード（印鑑登録証）を利用して、申請書を記入することなく、画面操作で住民票の写しや印鑑登録証明書の交付申請ができる証明書申請受付システム「まどぐち君」を設置した。

令和3年5月6日、新庁舎移転とともに総合窓口を開設し、市民課では、9種類の税務証明書の発行及び、休日における各種証明書の発行を新たに開始した。

(ウ) 生活圏、経済圏の広域化に伴い、新たな住民ニーズに対応した行政サービスの一環として平成10年4月から岐阜市または笠松町に居住する住民に対してファクシミリを利用した住民票等諸証明の相互発行を実施し、さらに平成12年7月から43市町村に拡大した後、市町村合併により21市町との間でサービスを行っている。

(エ) 住民基本台帳の全国ネットワークシステムが平成14年8月から一部稼働し、平成15年8月からは、住民基本台帳カードの交付、住民票の写しの広域交付及び転出転入の特例事務を新たに開始した。また、平成16年1月から住民基本台帳カードを利用した公的個人認証サービスが開始され、インターネット等による手続等の本人確認手段である電子証明書を交付するサービスを行った。

このサービスは、平成28年1月マイナンバーカードの交付開始に伴い、マイナンバーカードへと移行している。

(オ) 県が行っている旅券事務の権限の一部が移譲されたことにより、平成23年10月3日から一般旅券（パスポート）の発給事務を開始した。

(カ) 住民基本台帳法の改正により、平成24年7月9日から中長期在留者等の外国人住民にも、日本人と同様に住民票が作成されることになった。

(キ) 平成25年9月2日から、住民票の写し等の不正請求や、個人の権利侵害の防止を図るため、住民票の写しや戸籍謄本などを第三者等に交付した場合、事前に登録した市民に対し、交付した事実を本人に通知する本人通知制度を開始した。

(2) 各種事務登録数

(各年3月31日現在)

区 分		令和2年	令和3年	令和4年
戸 籍	本 籍 数	168,972	168,673	168,292
	本 籍 人 口	404,831	402,777	400,636
住 民 登 録	世 帯 数	181,716	183,288	183,506
	人 口	408,109	406,407	402,965
(外国人)	世 帯 数	(5,913)	(5,696)	(4,985)
	人 口	(9,772)	(9,490)	(8,765)
印 鑑 登 録 数		264,373	264,661	263,916

※平成25年分から、住民登録に外国人を含む

(3) 各種事務取扱件数 (令和3年度)

区 分	件 数	区 分	件 数
戸 籍 関 係 受 付	17,980	謄 抄 本 ・ 写 し 交 付	317,097 (3,817)
住 民 登 録 関 係 受 付	107,056	簿 書 関 覧	14,856
印 鑑 登 録 関 係 受 付	13,078	年 金 現 況 証 明	1
中長期在留者居住地届出等事務関係受付	2,656	税 関 係 証 明	63,397 (444)
埋 火 葬 許 可	5,115	相 互 発 行 岐 阜 市 受 付	6,710
各 種 証 明 書 交 付	125,673 (360)	相 互 発 行 他 市 町 受 付 分 (計)	(4,694)
マイナンバーカード交付	62,846		

※ () は相互発行にて他市町で受付した岐阜市分

(4) 事 務 所

名 称	所 在 地	開 所 年 月 日
西 部 事 務 所	岐阜市下鶴飼1丁目8番地3	昭和59年 4月 2日
東 部 事 務 所	岐阜市芥見4丁目6番地	昭和60年 1月 4日
北 部 事 務 所	岐阜市福光東2丁目6番13号	昭和60年 4月 1日
南 部 東 事 務 所	岐阜市加納城南通1丁目20番地	昭和60年 4月 1日
南 部 西 事 務 所	岐阜市市橋2丁目8番18号	昭和61年 1月 4日
日 光 事 務 所	岐阜市日光町9丁目1番地3	昭和61年 3月 24日
柳 津 地 域 事 務 所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地	平成18年 1月 1日 (合併による) 「柳津地域振興事務所」と称する 平成28年4月1日 (合併特例の終焉) 「柳津地域事務所」と称する

(5) 人 口 動 態 (令和3年度)

(単位：人)

区分	社 会 動 態								
	社会増加数	転 入				転 出			
		県 外	県 内	その他	計	県 外	県 内	その他	計
合 計	△ 808	7,230	5,352	212	12,794	8,148	4,772	682	13,602

(単位：人)

(単位：件)

区分	自 然 動 態			そ の 他	住民登録人口	婚姻・離婚・届出事件数			
	自然増加数	出 生	死 亡		差引増減	本籍人届出		非本籍人 届 出	合 計
						受 理	送 付		
合 計						1,328	2,051	314	3,693
	△2,304	2,587	4,891	29	△3,083	527	302	51	880

※外国人を含む

※上段は婚姻、下段は離婚

2 住 居 表 示

(1) 概 要

住居表示とは、町名、街区符号および住居番号により、住所を分かりやすく表示する事業である。本市には、現在2,200の町・字があり、市民の理解と協力のもと、昭和48年度より随時住居表示を

実施してきている。市街地の部分だけでなく、新興住宅地や、団地についても整備を進めている。当初の事業計画は次のとおり。

住居表示を実施すべき区域	67.505km ²
〃 人口	325,674人
〃 世帯	90,856世帯

(2) 実 施 状 況

地 区 名	実施年月日	面積(km ²)	人 口	世 帯	新 町 数
芥 見 ・ 北 山	昭49. 3. 1	0.285	1,345	387	3
長 良 福 光	49. 7.10	1.180	6,600	1,850	11
長 森 北 一 色	50. 6.10	1.700	6,300	1,750	10
三 田 洞 団 地	51. 3. 1	1.080	5,033	1,525	5
長 森 本 町	52. 1. 1	0.388	2,320	700	2
長 森 前 一 色	52. 1. 1	0.586	1,150	350	4
岩 崎	52.11.10	1.260	1,700	523	3
三 里	53. 3. 1	1.740	6,760	2,048	18
三 里 (宇 佐)	53. 9. 1	1.010	2,625	902	9
長 森 野 一 色	54. 3. 1	1.160	6,000	2,200	8
長 森 北 (東 部)	56. 3. 2	1.795	4,190	1,580	13
芥 見 南 山 ・ 大 洞	58. 3. 1	3.590	4,298	1,194	12
長 森 蔵 前 ・ 高 田	59. 3. 1	1.530	4,645	1,161	13
長森芋島・東中島・手力	59.11. 1	0.900	2,984	746	9
長 森 切 通	60. 7. 1	0.870	3,057	923	8
上 土 居	61. 2. 1	0.430	555	200	4
則 武 (西)	62. 3. 2	0.420	699	233	2
長 森 細 畑	63.10. 1	0.560	1,849	793	6
則 武 (中)	平元. 3. 1	0.530	2,682	1,049	4
諏 訪 山	2. 2. 1	1.680	2,911	900	5
市 橋 (中)	3. 2.20	1.380	4,665	1,520	14
市 橋 (西)	4. 2.20	1.670	2,532	844	7
日 野 (南)	4.10. 1	1.550	1,329	443	9
市 橋 (南)	5. 3. 1	1.530	4,080	1,360	11
島	6. 2.28	3.310	11,131	3,786	52
日 野 (東)	7. 3. 6	1.430	4,815	1,605	8
日 野 (北)	8. 2.13	1.480	1,506	502	7
日 野 (西)	8.11.18	0.510	660	220	4
市 橋 北	10. 2. 9	0.900	6,573	2,191	7
岩 田 坂	11. 2. 8	1.120	2,541	847	4
天 池	12. 2.28	0.210	1,191	397	2
正 木 北	13. 2.19	0.150	546	182	2
藍 川 西	14. 2.25	0.560	2,949	983	5
藍 川 南	14.12. 2	0.320	2,718	906	3
華 陽 東	16. 2.16	0.260	3,957	1,319	4
藍 川 東	17. 5.16	1.230	2,714	1,224	8
鏡 島 南	18. 2.20	0.880	4,254	2,028	8
正 木 中	18.12.11	0.270	561	471	4
鷺 山 東	19.12.10	0.190	2,064	688	2
鏡 島 西	21. 2. 2	0.310	2,451	938	3
正 木 西 部	22.12. 6	0.202	643	240	3
鷺 山 ・ 下 土 居	24. 2. 6	0.380	949	364	4
則 武 新 田	26. 2.17	0.405	2,059	773	4
鏡 島 中	27. 2. 2	0.273	2,261	782	2
鷺 山 南	31. 2. 4	0.070	750	380	-
合 計		43.284	137,602	46,007	326

（３）住居表示の実施と地番整理

住居表示実施の際、複数の町・字の一部から新町を新設する場合など、地番の重複が生じる可能性がある。本市ではこのような事態を避けるために、法務局の協力を得て、地番の整理をしている。

（４）住民の協力

住居表示整備事業は、住民の理解、協力が不可欠で、自治会組織を通じて説明会を開催し、パンフレットを配布するなど周知徹底し、住居表示審議会での諮問・答申、市議会の議決を経て実施している。

３ 生活安全

（１）防 犯

ア 概 要

平成１１年４月１日施行の「岐阜市くらしの安全条例」に基づき、みんなが安心して暮らすことができる安全なまちづくりを推進するため、「岐阜市くらしの安全推進協議会」を設置し、安全なまちづくりを推進するための施策等に関し協議を行っている。

また、平成２４年４月１日施行の「岐阜市暴力団排除条例」に基づき、「岐阜市暴力追放推進協議会」を設置し、暴力団排除の施策等について協議を行っている。

さらには、市民、事業者、市の相互の役割分担と協力により、広報・啓発事業、安全教育事業、防犯灯・防犯カメラの設置補助などを実施している。

イ 事 業 内 容

（ア）岐阜市くらしの安全推進協議会

各種市民団体の活動と連携を図るとともに市民、事業者の意見を市施策に反映し、広く協議する場として、市民団体、学識経験者、関係行政機関等１４人の委員で構成し、安全なまちづくりを推進するための施策等を協議している。

（イ）岐阜市暴力追放推進協議会

１７人の委員で構成し、暴力団の排除を推進するための施策等を協議している。

（ウ）広報・啓発事業

啓発用パンフレットの作成や、岐阜市役所ホームページでの安全情報の提供などを実施している。

（エ）みんなでつくる“ホッとタウン”プロジェクト

『地域の安全は地域の手で守る』意識の高まりにより、市民と行政の協働により安全なまちづくりを進める必要性が生じてきた。そのため、防犯灯、防犯カメラの設置補助や危険箇所・バリアフリー化すべき箇所の点検整備、青色回転灯や防犯活動に使用するユニフォーム等の支

給、暴力団排除活動の支援、防犯ボランティアリーダーの育成など７種類の事業を実施している。

（２）交 通 安 全

ア 概 要

岐阜市における令和３年の交通事故の状況は人身事故件数７８２件、死者数５人、負傷者数９５７人で、令和２年と比較すると死者数１人減、人身事故件数６０件減、負傷者数７０人減となった。

最近の交通事故では、高齢者や自転車・歩行者等の交通弱者が被害に遭うケースが多い傾向にあることから、これらの人々を交通事故から守るため、交通安全協会、交通安全女性、幼児交通安全クラブ等の協力を得て、市民の交通安全意識の高揚に努めている。

イ 交通安全活動

（ア）地域安全推進指導員

幼児の交通事故防止を図るため昭和４９年１０月から指導員が幼稚園、保育園（所）等を対象に、ＤＶＤや模擬信号機等を用いた実地指導を行っている。また、高齢者等が交通事故に遭わないよう、寸劇を通して交通ルール、交通マナーを分かり易く指導する出前講座を随時実施している。

（イ）幼児交通安全クラブ

幼児を交通事故から守るため、各幼稚園、保育園（所）に幼児交通安全クラブ（愛称：ぞうさんクラブ）が結成されている。幼児と保護者が一緒に交通ルールを理解し、安全に行動できるよう啓発教育をしている。現在８７クラブが活動している。

（ウ）交通安全女性

地域社会における交通事故防止の一環として、昭和４３年７月１日に発足した。令和４年４月１日現在、５１０人が、地域に根ざした交通安全活動を行っている。

交通事故防止のため、日常生活の中で高齢者、子ども等への呼びかけ活動や街頭啓発、高齢者世帯訪問等の活動を行っている。

（３）犯罪被害者等支援

ア 概 要

平成１６年に制定された「犯罪被害者等基本法」に基づき、犯罪被害者の方々が、平穏な生活を営むことができる地域社会の実現を目指して、令和２年１月に「岐阜市犯罪被害者等支援条例」を制定し、総合相談窓口の設置や犯罪被害者等へのさまざまな支援策を総合的に推進している。

イ 支援事業等

(ア) 総合相談窓口

犯罪被害者の方やご遺族の方のためのワンストップ相談窓口を設置し、必要な手続きや相談は、各課まで出向かなくても行えるよう配慮している。

また、必要に応じて外部の関係支援機関等の案内も実施している。

(イ) 犯罪被害者等支援金

犯罪被害者の方やそのご遺族の方に一時的な費用を援助するため、遺族支援金として30万円、重傷病支援金として10万円を支給する。

(4) 客引き行為等対策

市民や観光客の方が、公共の場所を安全かつ快適に通行し、また安心して利用できる街を目指して、令和3年4月1日に「岐阜市客引き行為等の禁止等に関する条例」を一部施行した。10月1日からは条例が全面施行となり、市が指定する客引き行為等禁止区域内の公共の場所における、すべての業種の客引き行為等が禁止となり、違反行為を行った者に対して指導・勧告等を実施している。また、市の中止命令に違反したり、立ち入り調査拒否、虚偽の報告などを行うと、5万円の過料が科せられ、氏名等の公表をすることもできるようになった。

さらに、客引き行為等の禁止等に関する施策の推進にあたっては、警察・地域団体等と連携を図りながら、安心・安全で快適なまちづくりに向けて取り組んでいる。

4 消費生活

(1) 概要

消費者に関する情報の収集及び提供を行い、市民の消費生活の安定及び向上を図るため消費生活センターを設置している。

名 称	岐阜市消費生活センター
所 在 地	岐阜市司町40番地1
開 館 日	昭和63年12月1日 (令和3年5月6日移転)
相談時間	月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分 祝日、年末年始は休み

(2) 事業内容

ア 消費生活相談

専門の嘱託員6人を配置し、消費生活に関する相談を受け付け、その解決のために必要な助言を行う。

(相談件数の推移)

令和元年度	3,483件
令和2年度	3,520件

令和3年度 2,601件

イ 消費者啓発・指導

消費生活に必要な知識を学び、自らが主体的・合理的に行動できる「かしこい消費者」になることができるよう、消費者講演会、生活知識講座、消費生活展等の開催をはじめ、啓発冊子やパンフレットの配布、ラジオ放送を活用した啓発を行っている。

また、悪質トラブルの未然防止のため、寸劇・落語・腹話術・紙芝居を取り入れた「出前講座」を実施している。

ウ 消費生活モニター

市民の中から約20名を募集し、毎月、消費生活に関するモニタリング調査を行うことにより、悪質販売などの実態把握をするとともに、地域における啓発活動のリーダーを育成することを目的として、昭和45年度から『岐阜市消費生活モニター』制度を設けている。

エ 消費者団体の育成

消費生活に関するリーダーを育成するため、市内の消費者団体を支援している。

オ 消費者教育

自ら考え、自ら行動する自立した消費者（かしこい消費者）の育成と、社会の発展に積極的に関与できる消費者（消費者市民社会の一員）の育成をめざし、多様な主体の連携による消費者教育を総合かつ一体的に推進するための基本方針と計画実現のため、平成27年度に、「岐阜市消費者教育推進計画」を策定し、現在第2次計画を推進中である。

5 計 量

(1) 概要

本市は、昭和32年5月に計量法第10条第2項に基づき特定市に指定され、適正な計量を確保し、消費者保護の立場から市民に密着した諸事業を実施している。

(2) 事業内容

ア 定期検査

適正な計量を確保するため、取引、証明に使用するはかりについて、定期検査を行っている。

実施方法は、集合検査、所在場所検査で行い、岐阜市内を2分割して、2年に1回実施している。

イ 立入検査

商取引における適正計量を一層推し進め、消費者保護を図るため、商品量目及び計量器の立入検査を行っている。

ウ 指定・届出受理・指導

平成18年度より県からの権限委譲により、適

正計量管理事業所の指定及び、特定計量器の販売事業者の届出受理を行っている。

また、適正な計量管理等の指導をあわせて行っている。

エ 啓発・普及

一般家庭で使用されている体温計、ヘルスメーター、ベビースケール及びキッチンスケール等の無料精度確認や、計量記念日にあわせて街頭啓発活動、消費生活モニターによる商品量目試買検査等の実施を通して市民の計量意識の啓発・普及を図っている。

(3) 検査実績

ア 定期検査

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
検査戸数	637	417	608	409
検査器数	2,122	1,861	1,997	1,818

イ 計量器立入検査

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
検査戸数	4	4	4	4
検査器数	36	12	17	49

・高額療養費

70歳未満（A）

世帯の所得要件	1 か 月 の 自 己 負 担 限 度 額
基礎控除後の総所得が901万円を超える（ア）	252,600円＋（医療費－842,000円）×1％（多数該当：140,100円）
基礎控除後の総所得が600万円超～901万円以下（イ）	167,400円＋（医療費－558,000円）×1％（多数該当：93,000円）
基礎控除後の総所得が210万円超～600万円以下（ウ）	80,100円＋（医療費－267,000円）×1％（多数該当：44,400円）
基礎控除後の総所得が210万円以下（エ）	57,600円（多数該当：44,400円）
住 民 税 非 課 税 （ オ ）	35,400円（多数該当：24,600円）

70歳以上（70～74歳）

区 分		1 か 月 の 自 己 負 担 限 度 額	
		個人（外来のみ）（B）	世帯（入院を含む）（C）
現 役 並 み 所 得 者	住民税課税所得 690万円以上Ⅲ	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1％ （多数該当：140,100円）	
	住民税課税所得 380万円以上Ⅱ	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1％ （多数該当：93,000円）	
	住民税課税所得 145万円以上Ⅰ	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1％ （多数該当：44,400円）	
一	般	18,000円 （年間上限144,000円）	57,600円（多数該当：44,400円）
住 民 税 非 課 税 Ⅱ		8,000円	24,600円
住 民 税 非 課 税 Ⅰ			15,000円

ウ 量目立入検査

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
検査戸数	10	11	5	13
検査器数	955	1,182	457	1,014

エ 家庭用計量器無料検査

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受検器数	1,291	1,214	1,398	1,293

6 国 保 ・ 年 金

(1) 国民健康保険

ア 概 要

(ア) 事業開始年月日

昭和34年10月1日

(イ) 保険給付

・法定給付	
義務教育就学前	2割
義務教育就学後～69歳	3割
70歳以上	
現役並み所得者	3割
一 般	2割

世帯合算自己負担額（①から③の順に算定）

① 70歳以上の外来の自己負担額を個人単位で合算し、(B)により算定

② 70歳以上の自己負担額を合算し、(C)により算定

③ 70歳以上すべての自己負担額と70歳未満の21,000円以上の自己負担額を合算し、(A)により算定

特定疾病自己負担額 10,000円

(人工透析が必要な70歳未満(A)の上位所得者((ア)(イ)該当者)は、20,000円)

・入院時食事療養費

自己負担額

住民税課税世帯		460円/食
住民税非課税世帯	90日までの入院	210円/食
	90日を超える入院 (過去12か月の入院日数)	160円/食
住民税非課税世帯のうち所得が一定基準に満たない70歳～74歳の人		100円/食

・入院時生活療養費

自己負担額

(療養病床に入院する65歳以上の人)

	1食当たりの食費(円)	1日当たりの居住費(円)
住民税課税世帯	460※	370
住民税非課税世帯	210	370
住民税非課税世帯のうち所得が一定基準に満たない70歳～74歳の人	130	370

※保険医療機関の施設基準等により、420円となる場合もあります。

・その他

出産育児一時金 408,000円

(産科医療補償制度に加入する医療機関での出産の場合は420,000円)

葬祭費 50,000円

(ウ) 特定健康診査・特定保健指導

高齢者の医療の確保に関する法律により、平成20年4月から、各医療保険者に対し、40歳から74歳の加入者を対象とする、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための健康診査（特定健康診査）及び保健指導（特定保健指導）の実施が義務づけられた。

・特定健康診査 (令和4年4月1日現在)

実施時期	令和3年6月～10月
実施機関	委託医療機関235機関
実施形態	個別健診
対象者数(人)	57,794
受診者数(人)	22,400
受診率(%)	38.8

・特定保健指導 (令和4年4月1日現在)

実施時期	令和3年9月～翌年3月	
実施機関	保健衛生部(中・北・南保健センター)、国保・年金課	
実施形態	個別支援	
対象者数(人)	動機づけ支援	1,860
	積極的支援	651
	合計	2,511
利用者数(人)	動機づけ支援	438
	積極的支援	76
	合計	514
利用率(%)	20.5	

イ 被保険者数及び世帯数

(令和4年3月31日現在)

総人口	被保険者数	加入割合(%)
402,965	80,964	20.09
総世帯数	国保世帯数	加入割合(%)
183,506	52,889	28.82

ウ 保険料賦課割合及び料率

区 分	年度	賦 課 割 合 (%)			料 率		
		所得割	均等割	平等割	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
医療給付費分	令和 3	50	30	20	8.77	27,000	29,400
	令和 4	50	30	20	8.73	27,480	29,400
後期高齢者支援金分	令和 3	50	30	20	2.74	8,400	9,120
	令和 4	50	30	20	2.72	8,640	9,120
介護納付金分	令和 3	50	30	20	1.71	7,800	6,120
	令和 4	50	30	20	1.69	8,040	6,120

エ 保険料賦課状況（遡及賦課分除く）

（令和 3 年度実績、4 年度予算）

区 分	年度	1 世帯当たり調定額 (円)			被保険者 一人当たり 調定額 (円)	調定額 (円)	収納額 (円)	収 納 率 (%)	平 均	世帯数 被 保 険 者 数
		最 高	最 低	平 均						
医療給付費分	令和 3	630,000	56,400	118,490	76,947	6,377,820,490	5,889,354,814	92.34		53,826
										82,886
	令和 4	650,000	56,880	125,146	79,600	6,539,764,000	6,101,894,000	93.30		52,257
										82,158
後期高齢者支援金分	令和 3	190,000	17,520	36,770	23,878	1,979,181,890	1,825,682,874	92.24		53,826
										82,886
	令和 4	200,000	17,760	36,470	23,197	1,905,802,000	1,751,897,000	91.92		52,257
										82,158
介護納付金分	令和 3	170,000	13,920	26,204	22,263	597,901,450	539,492,044	90.23		22,817
										26,856
	令和 4	170,000	14,160	29,421	26,094	670,417,000	609,385,000	90.90		22,787
										25,692

オ 保険給付（指定公費を除く）

（令和 3 年度実績、4 年度予算）

区 分	年度	件 数	費用額 (円)	保険者負担額 (円)	1 件当たり 費用額 (円)	被保険 者 数	被 保 険 者 1 人 当たり費用額 (円)	被 保 険 者 1 人 当たり受診件数
療 養	令和 3	1,532,806	35,101,701,668	25,835,075,851	22,900	80,964	433,547	18.93
諸 費	令和 4	1,534,740	35,716,360,000	26,157,820,000	23,272	82,158	434,728	18.68

（令和 3 年度実績、4 年度予算）

区 分	年度	件 数	支 給 額 (円)	1 件当たり 支給額 (円)	被保険者数	被 保 険 者 1 人 当たり給付額 (円)
高 額 療 養 費	令和 3	69,565	3,794,376,066	54,544	80,964	46,865
	令和 4	68,811	3,829,710,000	55,655	82,158	46,614
出産育児一時金	令和 3	215	89,541,975	416,474	80,964	1,106
	令和 4	212	89,040,000	420,000	82,158	1,084
葬 祭 費	令和 3	558	27,900,000	50,000	80,964	345
	令和 4	580	29,000,000	50,000	82,158	353
移 送 費	令和 3	0	0	-	80,964	0
	令和 4	3	90,000	30,000	82,158	1

カ 納付状況

(令和4年3月31日現在)

区 分	世 帯 数	割 合 (%)
特 別 徴 収	4, 2 9 5	8. 1 2 %
口 座 振 替	2 7, 8 2 5	5 2. 6 1 %
個 人 納 付	2 0, 7 6 9	3 9. 2 7 %
合 計	5 2, 8 8 9	1 0 0 %

キ 財政状況

区 分	歳 入 (円)	歳 出 (円)	一般会計繰入金 (円)
令 和 3 年 度 決 算 額	44,629,000,764	42,013,806,121	3,517,007,950
令 和 4 年 度 予 算 額	43,267,500,000	43,267,500,000	3,650,466,000

(2) 国民年金

被保険者状況

(令和4年3月31日現在)

第 1 号		第 3 号	被保険者 総 数	付加年金 加 入	免 除	不在者
強 制	任 意					
46,643	726	26,728	74,097	2,414	20,530	501

7 墓地、斎苑

(1) 墓 地

現在、市内には5か所の市営墓地がある。

市営墓地の貸付は、返還地、未利用地等を確認、整備し再貸付を行っている。

市 営 墓 地 一 覧

名 称	開設年月日	敷地面積(㎡)
岐阜市上加納山墓地	大正3年9月11日	100,063
岐阜市大洞墓地	昭和38年7月10日	230,965
岐阜市加納穴釜墓地	明治45年	14,681
岐阜市柳津北宮浦墓地	昭和45年12月25日	2,093
岐阜市柳津宮東墓地	平成4年4月1日	739

(2) 斎 苑

名 称 岐阜市斎苑
所 在 地 上加納山4717番地4
完成年月 平成4年12月
施 設
構造規模 鉄筋コンクリート造2階建一部平
屋建
敷地面積 15,200㎡

建 物 面 積 (単位：㎡)

種 別		1 階	2 階	合 計
本 棟	火 葬 棟	1,739.780	650.978	2,390.758
	待 合 棟	954.010	389.004	1,343.014
	斎 場 棟	339.542	—	339.542
	小 計	3,033.332	1,039.982	4,073.314
付 属 棟	倉 庫 棟	70.200	—	70.200
	WC・ガバナー棟	63.585	—	63.585
	W C 棟	33.750	—	33.750
	待 合 棟	199.300	214.170	413.470
小 計		366.835	214.170	581.005
合 計		3,400.167	1,254.152	4,654.319

施設内容

火 葬 棟
告別室(4室)、収骨室(3室)、炉前ホール(4室)、霊安室(4基)、中央監視室、エントランスホール、倉庫、残灰庫、作業室、作業員室、便所、浴室等
待 合 棟
待合室(和3室、洋2室)、遺族控室(2室)、僧侶等控室(2室)、待合ロビー、事務室、湯沸室、配膳室、喫茶コーナー、自販機コーナー、便所、倉庫、エレベーター、式場2(60人収容：40人座席)等
斎 場 棟
告別式場1室
・200人収容(160人座席)

待 合 所

待合室（洋２室）

待合ロビー等

駐 車 場

乗用車１３９台、バス５台（約４，８００㎡）

調 整 池

面 積 約９００㎡

容 量 １，１０８ｔ

火 葬 炉

基 数 人体炉１５基、汚物炉１基、
動物炉２基

炉 形 式

人体炉 再燃焼炉付台車式寝棺炉
（前室付、前入前出方式）

動物炉 再燃焼炉付ロストル式

汚物炉 再燃焼炉付固定床式

運転方式 中央集中管理方式

使用燃料 都市ガス

火葬時間 ７０分（冷却含む）

火葬件数及び式場等の使用状況

人体

年 度	平成29	平成30	令和１	令和２	令和３
市 内（件）	4,398	4,448	4,459	4,323	4,804
市 外（件）	628	618	629	587	593
人件小計(件)	5,026	5,066	5,088	4,910	5,397
死 胎 児（件）	68	78	67	44	50
改 葬 骨（件）	0	3	0	0	1
身体の一部(件)	41	32	222	38	51
人体合計(件)	5,135	5,179	5,377	4,992	5,499
稼働日数(日)	303	303	305	302	303
火葬件数/日	16.9	17.1	17.6	16.5	18.1

獣畜・産じょく汚物

年 度		平成29	平成30	令和 1	令和 2	令和 3
獣 畜	市内(頭)	7, 049	6, 453	5, 896	5, 923	5, 583
	市外(頭)	12	9	5	9	11
	合計(頭)	7, 061	6, 462	5, 901	5, 932	5, 594
産じょく汚 物	件	101	101	104	15	21
	kg	4, 610	4, 271	3, 984	81	124

式場等

年 度	平成29	平成30	令和１	令和２	令和３
式 場 １（件）	90	97	81	57	47
式 場 ２（件）	201	183	163	152	168
待合室1～7(件)	418	444	375	241	275
式場貸出日数	298	298	301	297	300
霊安室(延べ日数)	1,395	1,212	1,369	1,497	1,511

